

不安だな、
おかしいな
と思ったら…

● 消費者ホットライン
いやや! 泣き寝入り!

↪ 188

お近くの消費生活センターなどの
窓口を案内してくれます。

● 兵庫県弁護士会
消費者被害救済センター

↪ 078-341-1810

相談担当弁護士の事務所にて消費者問題に関する相談が利用できます。消費者トラブル(クレジット・サラ金問題を除く)の相談は原則として有料です。詳しくは、上記番号にてお尋ねください。

● 兵庫県弁護士会「たんぽぽ」
(高齢者・障害者総合支援センター)

↪ 078-341-0550

予約制で来館相談・出張相談を行っています。相談料は原則として有料ですが、ご本人の資力等によって無料となる場合がありますので、ご相談ください。

↪ 078-362-0074

兵庫県弁護士会の高齢者・障害者向けの電話相談窓口です。
電話相談(無料)火・木曜日 午後1時~午後4時

兵庫県弁護士会

訪問販売お断りステッカー

訪問取引お断り
勧誘禁止



このステッカーを無視して
勧誘を行った場合は、
兵庫県消費生活条例12条
違反となります。

兵 庫 県
兵庫県警察本部
兵庫県弁護士会

●このステッカーは、訪問販売などの取引の勧誘を予め断りたいと考えている消費者の方を支援するために作成したものです。

●屋外(玄関・門・インターホンのそば)の目立ちやすい、平らな場所に貼り付けてご使用ください。

利用者の方への アドバイス

兵庫県弁護士会
イメージキャラクター
ヒマリオン
Since2001



1 ドアをすぐに開けてはいけません。まず、「どなたですか?」「何の御用ですか?」と聞きましょう。

2 セールスのときは、「ステッカーを貼ってあります。違反になります。お帰りください。」と伝えましょう。

3 知らない人、分からない用件のときは、**ドアを開けない!**
玄関に入れない!

4 「点検」「景品のお渡し」などと本来のセールスの目的を隠す業者もいるので注意しましょう。

5 あとからセールスだと分かったときは、「いりません。お帰りください。」とはっきり伝えましょう。

6 すぐに帰ってくれないときには、警察や消費生活センターに通報しましょう。

7 一人で対応せず、知り合いの人にすぐに電話をして、アドバイスしてもらうのもよいでしょう。

法律はどうなっているの?

- ステッカーを無視して契約を勧誘することは、兵庫県消費生活条例に違反することになります(兵庫県消費生活条例12条1項、11条1項1号)。
- 特定商取引に関する法律で、「契約を締結しない意思」を示した消費者への契約の勧誘は禁止されています(特定商取引に関する法律第3条の2第2項)。

もし契約してしまったら?

- ① 契約しても諦めないでください。訪問販売の場合、多くの取引では、8日間はクーリング・オフで、契約をなかったことにできます。
- ② 8日間は過ぎてしまってもクーリング・オフができる場合もあります。また、契約を解除したり、取消したりできる場合もあります。
- ③ 一人で悩んだりせず、気軽に消費生活センターや弁護士に相談しましょう(契約前でも相談は可能です)。

兵庫県弁護士会
HYOGO-KEN BAR ASSOCIATION



相談先はウラ面に
記載しています。
契約前、支払前に、
相談を!! →